

愛媛大学総合情報メディアセンター農学部分室運営委員会内規

〔平成16年4月1日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この内規は、愛媛大学総合情報メディアセンター分室規程第3条の規定に基づき、愛媛大学総合情報メディアセンター農学部分室運営委員会（以下「分室運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 分室運営委員会は、総合情報メディアセンター農学部分室及び農学部（大学院農学研究科を含む。）の関与する学術情報ネットワークの管理運営に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 分室運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 分室長
- (2) 副分室長
- (3) 各専攻，附属農場，附属演習林，附属高等学校から選出された教員各1人
- (4) 附属農場及び附属演習林 各1人
- (5) 農学部ネットワーク管理者
- (6) 農学部事務課長
- (7) 農学部事務課総務チーム，学務チーム，連合農学研究科チーム 各1人
- (8) その他分室運営委員会が必要と認めた者

2 前項第3号及び第8号の委員は、大学院農学研究科長が任命する。

3 第1項第7号委員は、事務課長が任命する。

4 第1項第3号，第7号及び第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 分室運営委員会に委員長を置き、分室長をもって充てる。

2 委員長は、必要に応じて分室運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副分室長が議長の職務を代行する。

(議事)

第5条 分室運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

(事務)

第6条 分室運営委員会に関する事務は、農学部の事務課において処理する。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、分室運営委員会の運営に関し必要な事項は、分室運営委員会が定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年11月16日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この内規は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この内規は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。